

令和5年度東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度の申請案内 【家計急変世帯の随時申請】

高等学校へ在学する生徒がいる世帯のうち、失職や倒産などの理由で収入が大幅に減少した世帯（家計急変世帯）に対して授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するため、下記のとおり「令和5年度 奨学のための給付金（家計急変世帯）」の随時申請を受け付けています。

1 対象となる方

次の全ての要件を満たしている保護者

- (1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生がいること。
- (2) 保護者等の失職、倒産などの家計急変の事由により、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）相当となる見込みであること。
- (3) 基準日時点で、保護者等が東京都内に住所を有していること。
 - 令和5年4月1日までに家計が急変した世帯 ⇒ 令和5年4月1日
 - 令和5年7月1日までに家計が急変した世帯 ⇒ 令和5年7月1日
 - 令和5年7月2日以降に家計が急変した世帯 ⇒ 家計が急変した月の翌月1日

生活保護（生業扶助）受給世帯や、非課税であることが課税証明書等で証明できる方は家計急変申請の対象外です。通常の申請（6月末の案内）をご確認のうえ、申請してください。

2 給付金額

区分	7月1日までに家計急変 給付額(年額・12か月分)	7月2日以降に家計急変 給付額
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	家計急変のあった月に 応じた給付額
非課税世帯（第1子）	117,100円	
非課税世帯（第2子以降）	143,700円	

3 提出書類

家計急変世帯	①東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 ②支払金口座振替依頼書及びその内容が確認できる通帳の写し ③充当委任状 ④家計急変の事由を証明する書類 ⑤家計急変前の収入を証明する書類（保護者全員分） ⑥家計急変後の収入を証明する書類 ⑦扶養親族の年齢・人数を確認する書類 ⑧住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※保護者に係る「住民となった日」が基準日以前かつ、発行日が基準日以降のもの （基準日は 1「対象となる方」の（3）を参考にしてください。 （高校生でない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合） ⑨兄弟姉妹の健康保険証の写し ※国民健康保険加入の場合には、扶養申立書（第6号様式）も提出が必要。 （都立学校以外に在籍する兄弟姉妹がいる場合で、第2子としての申請を行う場合） ⑩兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書
--------	---

4 提出先 本校1階 経営企画室

5 提出期限 **随時受け付けています**

*書類に不備があった場合に備え、早めの提出をお願いします。

6 その他注意事項等

- *保護者の居住地が東京都ではない場合 → 保護者がお住まいの道府県に申請してください。
- *高校生等に保護者がいない方 → 別途必要書類がございますので、経営企画室担当までご相談ください。